

入札・契約制度の改正について

平成25年10月1日

平成26年4月1日から消費税等の税率が改正されることに伴い、平成25年10月1日以降に契約を締結し、平成26年4月1日以降に引渡し予定の工事の最低制限価格等の算定式を次のとおり改正します。

ただし、消費税等の税率の改正に伴う経過措置の対象となる工事（平成26年3月31日までに引渡し予定の工事）については、現行の算定式を採用しますのでご注意ください。

<現行の算定式>

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工 種	算 定 式
土木、水道、舗装等の工事	予定価格算定上の（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）の合計額× <u>1.05</u>
建築工事（設備工事等を含む）	予定価格算定上の（直接工事費×85%×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×15%＋現場管理費）×60%＋一般管理費×30%）の合計額× <u>1.05</u>

※ 上記算定式により算出した額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（千円未満切捨）に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7（千円未満切上）に相当する額とします。

※ その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。



<改正後の算定式>

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工 種	算 定 式
土木、水道、舗装等の工事	予定価格算定上の（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）の合計額× <u>1.08</u>
建築工事（設備工事等を含む）	予定価格算定上の（直接工事費×85%×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×15%＋現場管理費）×60%＋一般管理費×30%）の合計額× <u>1.08</u>

※ 上記算定式により算出した額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（千円未満切捨）に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7（千円未満切上）に相当する額とします。

※ その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。